発委第2号

長久手市議会会議規則の一部を改正する規則について

長久手市議会会議規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定めるものとする。

平成29年3月23日提出

提出者

長久手市議会議会運営委員会委員長 加藤和男

説明

この案を提出するのは、請願書の記載事項等の改定に関し、長久手市議会会 議規則の一部を改正するため必要があるからである。

長久手市議会規則第 号

長久手市議会会議規則の一部を改正する規則

長久手市議会会議規則(昭和48年長久手町議会規則第1号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(請願書の記載事項等)	(請願書の記載事項等)
第85条 請願書には、邦文を用い請	第85条 請願書には、邦文を用い請
願の趣旨、提出年月日及び請願者の	願の趣旨、提出年月日 <u>、請願者の住</u>
住所 (法人の場合には、その	<u>所及び氏名</u> (法人の場合には、その
<u>所在地及び名称</u>)を記載し、	<u>名称及び代表者の氏名</u>)を記載し、
請願者(法人の場合は代表者)が署	押印しなければ
<u>名又は記名押印しなければ</u> ならな	ならな
٧٠°	٧٠°
2 請願を紹介する議員は、請願書の	2 請願を紹介する議員は、請願書の
表紙に <u>署名又は</u> 記名押印しな	表紙に <u>署名し、又は</u> 記名押印しなけ
ければならない。	ればならない。

附則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。